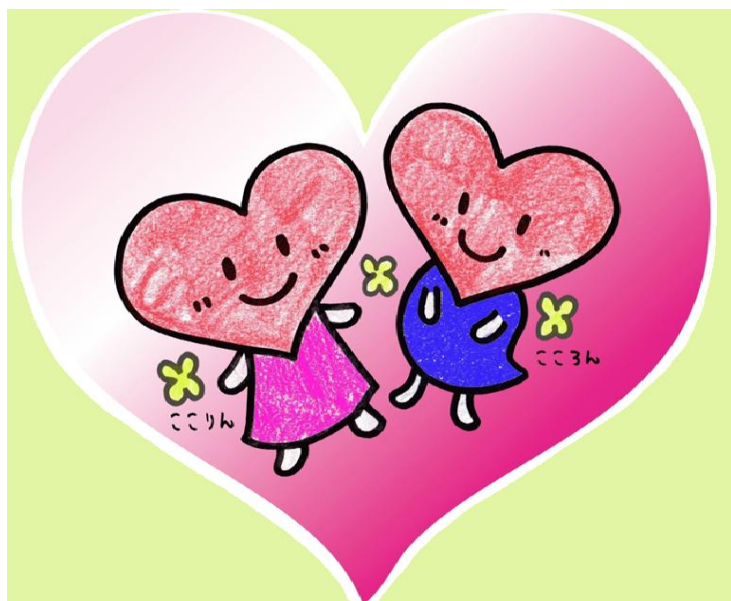


令和6年度（2024年度）
豊中市社会福祉協議会 訪問介護員募集
（パートヘルパー・登録ホームヘルパー・ガイドヘルパー）

◇申込受付期間◇ 随 時

◇試 験 日◇ 随 時



【豊中市社会福祉協議会について】

“すべてのひとに居場所と役割を！” “支えられていたひとが支え手にかわる！”
豊中市社会福祉協議会は、行政や地域内の各種団体・専門機関との連携により、住民主体の地域福祉活動を通じて、「我が事・丸ごと」の地域共生社会を目指している民間団体です。

【お問い合わせ】

中豊島介護サービスセンター 在宅福祉課 採用担当：砂場（すなば）
〒561-0803 豊中市城山町 2-9-3
TEL：06-6867-1733 FAX：06-6867-1734
URL：https://www.toyonaka-shakyo.or.jp
E-Mail：hattori-ds@lake.ocn.ne.jp

応募資格

職 種	受 験 資 格	採用予定
パートヘルパー （事業所出退勤）	年齢不問（但し、満 75 歳に達した年度の年度末まで） 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了、介護職員初 任者研修修了資格を有する人	複数名
登録 ホームヘルパー （直行直帰型）		
ガイドヘルパー （直行直帰型）	年齢不問（但し、満 75 歳に達した年度の年度末まで） 同行援護従業者養成研修一般課程以上修了者 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了、介護職員初 任者研修修了資格を有する人	

受験手続

1. 提出書類

- ・履歴書（市販のもので可。要写真添付）
- ・資格証の写し（更新し有効なもの）

2. 申込書受付

郵送もしくは持参（随時）

窓口持参の場合は土・日・祝を除く午前9時から午後5時

（注）①提出書類は可否にかかわらずお返しできません。

申込書に記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のためのみに用い、
それ以外の目的には一切使用しません。

②郵送の場合、必ず簡易書留郵便等で送付してください。その際、封筒の表に
「試験申込書類在中」と朱書し、460 円分の切手を貼った返信用の定形封
筒〔23.5 cm×12 cm〕（郵便番号、あて先を明記。受験票の送付に使用しま
す。）を必ず同封して郵送してください。

3. 申込受付場所（送付先）

〒561-0803 豊中市城山町 2-9-3

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会

中豊島介護サービスセンター 在宅福祉課 採用担当

試験日時および試験会場、試験内容

試験日時：申込受付後、改めて試験日時をお伝えします

試験会場：中豊島介護サービスセンター（所在地：豊中市城山町 2-9-3）

試験内容：○書類審査

○面接試験

合 否 発 表

試験の結果は、合否にかかわらず郵便にて通知します。電話等の対応は行いません。

採 用 日

合格者と相談のうえ決定します。

待 遇

豊中市社会福祉協議会のパートヘルパー・登録ホームヘルパー・ガイドヘルパーとして採用し、給与及び諸手当等については、本会の非常勤職員就業規則及び非常勤職員給与規則の規定による額が支給されます。（別紙雇用条件参照、1 年更新制）

【雇用条件（パートヘルパー）】

雇用形態	パート雇用（雇用期間：1 年更新制、4 月更新）
勤務地	豊中市社会福祉協議会 ヘルパーステーション 住所：豊中市城山町 2-9-3
週勤務日数	週 5 日以内で予め定めた日数（日曜日～土曜日） 応相談
勤務時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの間で予め定めた時間 （1 日につき 7 時間 45 分以下・週 29 時間以下）
勤務を 要しない日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日） （ただし業務の必要がある場合は勤務を命じることがある）
賃金・手当	【賃金】時給 1,610 円 所定外労働 25%加算 （1 日 7 時間 45 分超・週 38 時間 45 分超） 【資格手当】介護福祉士 月額 7,300 円 初任者研修等 月額 6,300 円 【通勤手当】住居から勤務地までの距離が 2 km 以上の場合支給 （徒歩の場合支給なし） 【支給日】月末締め翌月 16 日（支払日が土日祝の場合は前日支給）
一時金	基準日に在職するヘルパーのうち月 68 時間以上（基準日前 6 か月平均）の勤務実績（所定外労働除く）のある者に支給 【支給額】夏：～195 時間、冬：～230 時間 在職期間・勤務実績数により変動 【支給日】夏：6 月 30 日、冬：12 月 15 日 （支給日が土日祝の場合は前日支給）
休暇制度	【有給】年次有給休暇・生理休暇・ドナー休暇・ボランティア休暇・ 服喪休暇・結婚休暇・看護休暇・短期介護休暇 【無給】療養休暇・出産休暇・通院休暇・妊娠障害休暇・ 出産補助休暇・育児参加休暇・育児休業・介護休暇 （いずれも取得要件あり）
社会保険等	厚生年金・健康保険・雇用保険⇒週 20 時間以上勤務の場合加入 労災保険⇒加入（全額事業主負担）
その他	○事業所にて出退勤 ○訪問用車両（電動自転車・バイク）は本会から貸与します ○パートヘルパー（本雇用）と登録ホームヘルパー・ガイドヘルパー の両方に従事することはできません（臨時の直行直帰を除く） 【勤務例】1 日 7 時間 45 分/週 3 日、1 日 7 時間/週 4 日

【雇用条件（登録ホームヘルパー）】

雇用形態	パート雇用（雇用期間：1 年更新制、4 月更新）
勤務日等	週 5 日以内で予め指示書により定めた日数（日曜日～土曜日）
勤務時間数	午前 8 時から午後 8 時までの間で予め指示書により定めた時間 （1 日につき 7 時間 45 分以下・週 20 時間未満）
勤務を 要しない日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日） （ただし業務の必要がある場合は勤務を命じることがある）
賃金・手当	【日勤 9:00-17:00】月-金 時給 1,433 円 土-日 時給 1,699 円 勤務を要しない日 時給 1,766 円 【早朝夜間 -9:00、17:00-】月-金 時給 1,699 円 土-日 時給 1,800 円 勤務を要しない日 時給 2,099 円 【移動時間(利用者宅～利用者宅)】大阪府最低賃金時間額 1,114 円 【待機保障】利用者の都合による待機（当日中止） 賃金の 60% 【事務手当】訪問援助活動に従事した場合 訪問 1 回あたり 170 円 【資格手当】介護福祉士 月額 7,300 円 初任者研修等 月額 6,300 円 【交通費】バイク：通勤 1 回につき 200 円（上限 6,000 円/月） 自転車：通勤 1 回につき 100 円（上限 3,000 円/月） 公共交通機関：実費 【支給日】月末締め翌月末日（支給日が土日祝の場合は前日支給）
一時金	基準日に在職するヘルパーのうち月 68 時間以上（基準日前 6 か月平均）の勤務実績（所定外労働除く）のある者に支給 【支給額】1 日の勤務時間による 夏：～160 時間、冬：～190 時間 在職期間・勤務実績数により変動 【支給日】夏：6 月 30 日、冬：12 月 15 日 （支給日が土日祝の場合は前日支給）
休暇制度	【有給】年次有給休暇・生理休暇・ドナー休暇・ボランティア休暇・ 服喪休暇・結婚休暇・看護休暇・短期介護休暇 【無給】療養休暇・出産休暇・通院休暇・妊娠障害休暇・ 出産補助休暇・育児参加休暇・育児休業・介護休暇 （いずれも取得要件あり）
社会保険等	厚生年金・健康保険・雇用保険⇒非加入 労災保険⇒加入（全額事業主負担）

【雇用条件（ガイドヘルパー）】

雇用形態	パート雇用（雇用期間：1 年更新制、4 月更新）
勤務日等	週 5 日以内で予め指示書により定めた日数（日曜日～土曜日）
勤務時間数	午前 8 時から午後 8 時までの間で予め指示書により定めた時間 （1 日につき 7 時間 45 分以下・週 20 時間未満）
勤務を 要しない日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日） （ただし業務の必要がある場合は勤務を命じることがある）
賃金・手当	【日勤 8:00-18:00】時給 1,433 円 【早朝夜間 18:00-】時給 1,766 円 【バスツアーの付添（バス乗車中）】大阪府最低賃金時間額 1,114 円 【待機保障】利用者の都合による待機（当日中止） 賃金の 60% 【事務手当】訪問援助活動に従事した場合 訪問 1 回あたり 170 円 【資格手当】介護福祉士 月額 7,300 円 初任者研修等 月額 6,300 円 【交通費】バイク：通勤 1 回につき 200 円（上限 6,000 円/月） 自転車：通勤 1 回につき 100 円（上限 3,000 円/月） 公共交通機関：実費 【支払日】月末締め翌月末日（支払日が土日祝の場合は前日支給）
一時金	基準日に在職するヘルパーのうち月 68 時間以上（基準日前 6 か月平均）の勤務実績（所定外労働除く）のある者に支給 【支払額】1 日の勤務時間による 夏：～160 時間、冬：～190 時間 在職期間・勤務実績数により変動 【支払日】夏：6 月 30 日、冬：12 月 15 日 （支払日が土日祝の場合は前日支給）
休暇制度	【有給】年次有給休暇・生理休暇・ドナー休暇・ボランティア休暇・ 服喪休暇・結婚休暇・看護休暇・短期介護休暇 【無給】療養休暇・出産休暇・通院休暇・妊娠障害休暇・ 出産補助休暇・育児参加休暇・育児休業・介護休暇 （いずれも取得要件あり）
社会保険等	厚生年金・健康保険・雇用保険⇒非加入 労災保険⇒加入（全額事業主負担）